

表彰規程

(目的)

第一条 選手・職員の表彰は本規定の定めるところによる

(表彰の種類)

第二条 表彰の種類は次の通りとする

(1) 選手表彰

(2) 役員表彰

第三条 選手表彰

選手として、世界選手権、パラリンピックでメダルを取った場合。

第四条 役員表彰

長年にわたり、連盟に貢献した役員

第五条 表彰の内容は次の通りとする

(1) 選手表彰 表彰状、記念品（記念品の額は、成績に応じてその都度理事長が決める。）

(2) 役員表彰 表彰状、記念品（記念品の額は、成績に応じてその都度理事長が決める。）

第六条 表彰の時期

(1) 選手表彰 毎年度末

(2) 役員表彰 役員の退任時

(実務規定)

第七条 実施の細部について必要な事項は理事長が定める。

(変更)

第八条 この規程を変更するには理事会の決定による

(附則)

この規程は令和4年7月24日より施行する